

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上**等による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要
- ・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれの**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会が幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等の要素が含まれ、**協調的幸福**と**獲得的幸福**のバランスを重視
- ・**日本発の調和と協調**（Balance and Harmony）に基づく**ウェルビーイング**を発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に**社会の形成に参画**、持続的**社会の発展**に寄与
- ・「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善、大学教育の**質保証**
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・**リカレント教育**を通じた高度人材育成

誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実や**インクルーシブ教育システム**の推進による**多様な教育ニーズへの対応**
 - ・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進
 - ・**ICT等の活用**による学び・交流機会、アクセシビリティの向上
- 人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・**持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等**の社会教育施設の機能強化や**社会教育人材**の養成と活躍機会の拡充
- ・**コミュニティ・スクール**と**地域学校協働活動**の**一体的推進**、家庭教育支援の充実による**学校・家庭・地域の連携強化**
- ・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者**として**地域社会の担い手**となる

教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る**3段階**（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、**第1段階から第2段階への移行**の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

計画の実効性確保のための基盤整備・対話

指導体制・ICT環境等の整備、**学校における働き方改革**の更なる推進、**経済的・地理的状況**によらない**学びの確保**

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、**安全・安心**で質の高い**教育研究環境**等の整備、**児童生徒等の安全確保**

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた**計画の策定**等

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資**を社会全体で確保。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の中間層への拡大 等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想、教師の処遇在り方検討、指導体制の構築、教員研修高度化
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策 等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

| 教育政策の目標 | 基本施策（例） | 指標（例） |
|-------------------------------------|---|--|
| 1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数 |
| 2. 豊かな心の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の推進 ○いじめ等への対応、人権教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合 |
| 3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合 |
| 4. グローバル社会における人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・英語力について、中学・高校卒業段階で一定水準を達成した中高生の割合 ※留学等の国際交流は今後設定予定 |
| 5. イノベーションを担う人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化 | <ul style="list-style-type: none"> ・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数 |
| 6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合 |

| 教育政策の目標 | 基本施策（例） | 指標（例） |
|------------------------------------|---|--|
| 7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂 | <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合 |
| 8. 生涯学び、活躍できる環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合 |
| 9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況 |
| 10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数 |
| 11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数 |
| 12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○指導体制の整備 ○学校における働き方改革の更なる推進 ○ICT環境の充実 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階） | <ul style="list-style-type: none"> ・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数 |
| 13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数 |
| 14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働 | <ul style="list-style-type: none"> ○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況 |
| 15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数 |
| 16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ | <ul style="list-style-type: none"> ○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話 | <ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善 |

国の教育振興基本計画を参酌した地方公共団体における計画等の策定について

| | 教育振興基本計画 | 教育大綱 |
|--------|--|--|
| 根拠条文 | <p>○教育基本法（平成十八年法律第百二十号） （教育振興基本計画） 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p> | <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号） （大綱の策定等） 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、<u>当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。</u></p> <p>2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> |
| 策定主体 | 地方公共団体 | 地方公共団体の長 |
| 策定内容 | 当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 | 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 |
| 策定義務 | 努力義務 | 義務 |
| 協議 | 定めなし | 総合教育会議における協議が必要 |
| 改正法施行日 | 平成18年12月22日 | 平成27年4月1日 |
| 策定率 | 都道府県・指定市 100% 市町村 82.9% ※1 | 都道府県・指定市 100% 市町村 99.3% ※2 |

※1 文部科学省調べ（令和3年3月31日時点）

※2 新教育委員会制度への移行に関する調査（令和元年9月1日時点） 4

地方公共団体における教育振興基本計画の策定に関する状況

○計画の位置づけ

| | 都道府県(47) | 指定都市(20) | 市町村(1,718) (※) | 計 |
|------------------------------------|----------|----------|-------------------|-----|
| ア. 教育の振興を主たる内容とする計画を策定している | 85% | 90% | 54% | 55% |
| イ. 自治体の総合計画等の一部を教育振興基本計画として位置付けている | 6% | 10% | 25% | 25% |
| ウ. アとイの両方をもって教育振興基本計画としている | 9% | 0% | 3% | 3% |
| エ. 策定していない | 0% | 0% | 17% | 16% |

※ 特別区、広域連合(教育委員会の権限に属する事務の全てを処理するものに限る。)等を含み、事務の一部のみを処理するものは含まない。以下同じ。

○計画対象期間 (計画策定自治体中の割合。以下同じ。)

| | 都道府県 | 指定都市 | 市町村 | 計 |
|-------|------|------|-----|-----|
| 1年以下 | 0% | 0% | 3% | 3% |
| 2年 | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 3年 | 0% | 0% | 2% | 2% |
| 4年 | 17% | 15% | 7% | 8% |
| 5年 | 57% | 45% | 52% | 52% |
| 6～9年 | 6% | 20% | 9% | 9% |
| 10年 | 17% | 15% | 24% | 23% |
| 11年以上 | 2% | 5% | 2% | 2% |

地方公共団体における教育振興基本計画の策定に関する状況

○教育大綱との関係

| | 都道府県 | 指定都市 | 市町村 | 計 |
|----------------|------|------|-----|-----|
| 計画とは別に大綱を定めている | 81% | 60% | 58% | 59% |
| 計画をもって大綱に代えている | 19% | 35% | 31% | 31% |
| 大綱をもって計画に代えている | 0% | 5% | 11% | 10% |

○議会の承認・報告の有無

| | 都道府県 | 指定都市 | 市町村 | 計 |
|---------------|------|------|-----|-----|
| 議会承認を行っている | 34% | 15% | 18% | 19% |
| 議会報告を行っている | 55% | 70% | 59% | 59% |
| 議会への報告等はしていない | 11% | 15% | 23% | 22% |

○教育振興基本計画に以下の項目が含まれている割合

| | 都道府県 | 指定都市 | 市町村 | 計 |
|--------------------|------|------|-----|-----|
| 私立学校 | 77% | 10% | 4% | 6% |
| 幼稚園(幼保連携型認定こども園含む) | 94% | 65% | 53% | 54% |
| 大学 | 38% | 0% | 4% | 5% |

○教育振興基本計画を公表する際の名義

| | 都道府県 | 指定都市 | 市町村 | 計 |
|---------------------|------|------|-----|-----|
| 教育委員会 | 53% | 85% | 62% | 62% |
| 首長 | 9% | 0% | 25% | 24% |
| 首長及び教育委員会(地方公共団体名義) | 36% | 15% | 13% | 14% |
| その他 | 2% | 0% | 1% | 1% |

※その他の例: 地方公共団体と教育委員会の連名

ウェルビーイングとは

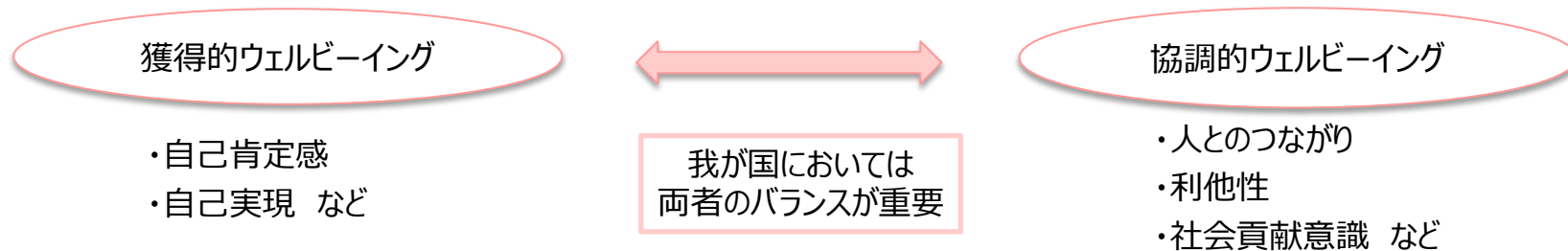
- **身体的・精神的・社会的に良い状態**にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる**持続的な幸福**を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

なぜウェルビーイングが求められるのか

- 経済先進諸国において、GDPに代表される経済的な豊かさのみならず、**精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがい**を捉える考え方が重視されてきている。
- OECD（経済協力開発機構）の「Learning Compass2030（学びの羅針盤2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされている。

日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、**自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素とのバランス**を取り入れ、日本社会に根差した「**調和と協調**」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる。

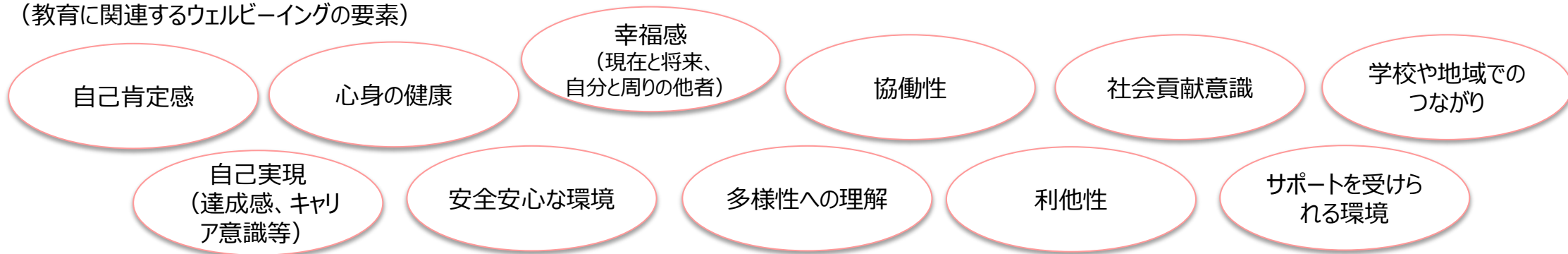


- 日本発の「調和と協調（Balance and Harmony）」に基づくウェルビーイングの国際発信（例）（インドネシアG20教育大臣会合・議長サマリー）
(略) to work towards the achievement of balanced and harmonious oriented well-being and universal quality education by 2030.

教育とウェルビーイング

- ・不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- ・子供・若者の主体性や創造力を育み、一人一人の自己実現を目指すことで、持続可能な社会の創り手としての基盤となる資質・能力を育成
- ・地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成

(教育に関連するウェルビーイングの要素)



(各要素を育む教育活動の例)

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- 子供たちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学び
- きめ細やかな指導を通じた確かな学力の育成

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会の実現に向けた学び・生徒指導
- 特別支援教育、いじめ・不登校対応 等

地域や家庭で共に学び合う環境整備
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 社会教育を通じた地域コミュニティ形成

キャリア教育・職業教育、課題解決型学習
- 社会的・職業的自立に向けたキャリア発達
- 地域や社会の課題解決型学習

豊かな心・健やかな体の育成、安全・安心
- 道徳教育、体験活動、学校保健の推進
- 学校施設の整備、学校安全の推進

グローバル社会における国際交流活動
- 海外留学推進、外国人留学生受入れ
- 地域社会の国際化、多文化共生

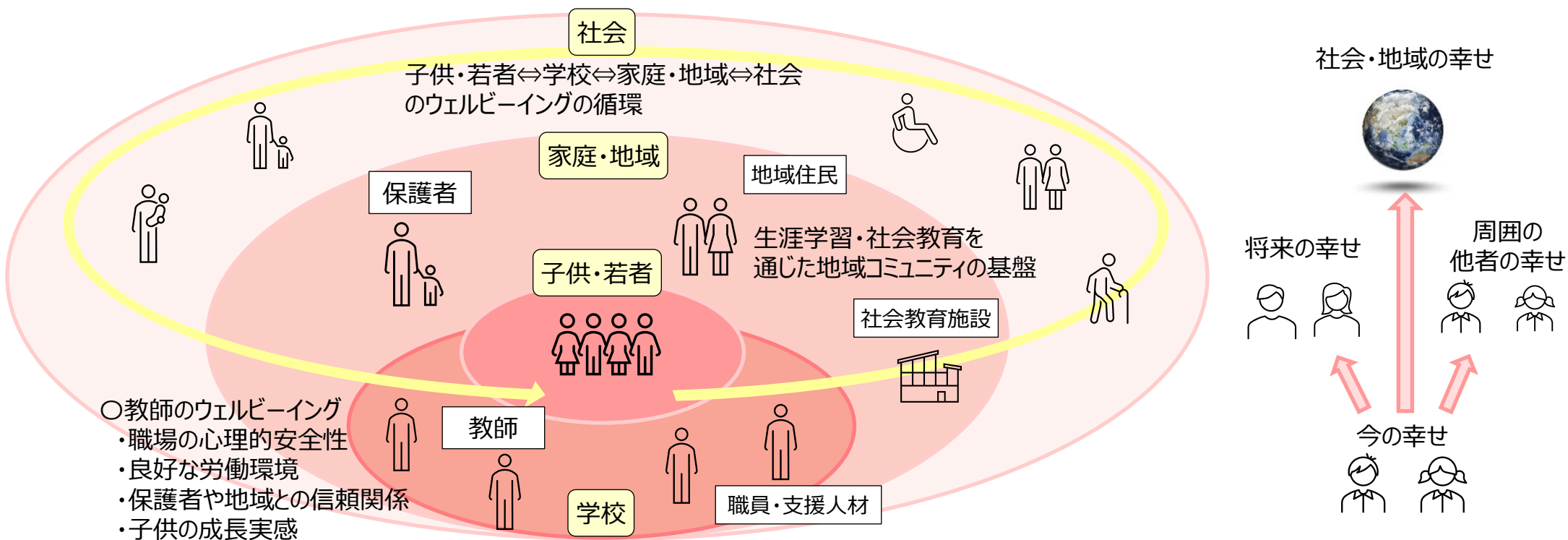
主観的認識のエビデンス把握

(関連する主観的指標)

- | | | |
|------------------|----------------------|-----------------------------------|
| ○自分にはよいところがあると思う | ○自分の幸福感 | ○学級をよくするために互いの意見の良さを生かして解決方法を決める |
| ○将来の夢や目標を持っている | ○友人関係の満足度 | ○地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う |
| ○授業の内容がよく分かる | ○自分と違う意見について考えるのは楽しい | ○先生は自分のいいところを認めてくれる |
| ○勉強は好きと思う | ○人が困っているときは進んで助けている | ○困りごとや不安がある時に先生が学校にいる大人にいつでも相談できる |

教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。



その他の留意事項

- Q. 協調的幸福を強調すると、横並びの過度な同調主義につながるのではないかと。また、自己肯定感の向上が軽視されないか。
- A. 本計画に示した協調的幸福については、組織への帰属を前提とした閉じた協調ではなく、共創するための基盤としての協調であり、多様な他者と協働する開放的な協調であるという考え方に基づくものです。また、本計画において、自己肯定感の向上は引き続き重視しており、獲得的ウェルビーイングと協調的ウェルビーイングの双方がバランスよく育まれることが大切です。
- Q. ウェルビーイングと学力はどのような関係に立つのか。
- A. ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要です。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要です。

(参考) OECDによる子供のウェルビーイングの構成要素

○子供が生活する家庭のウェルビーイングの条件（物質的側面、家庭環境）

- ・所得と資産
- ・仕事と報酬
- ・住居
- ・環境の質

○子供に特有のウェルビーイングの条件

- ・健康状態（乳児死亡率、青少年の自殺率など）
- ・教育と技能（PISA調査の得点など）
- ・市民参加（投票の意思など）
- ・社会と家庭の環境（親とよく話す生徒、学校が好きな生徒など）
- ・生活の安全（いじめなど）
- ・主観的幸福（生活満足度）

(出典) OECD「How's Life Measuring Well-being」

OECD Child Well-being Dashboardにおける日本の子供たちの状況

| 指標分野 | 指標 | 日本の結果 |
|--------------|--|-------|
| 物質的な状況 | 家庭にインターネット環境がない子どもの割合 | 中 |
| 身体的な健康状況 | 乳幼児の死亡率 | 高 |
| 認知的・教育状況 | 10歳程度の子どもの数学・科学のトップ学力層の割合 | 高 |
| | 15歳程度の子どもの読解力・数学・科学のトップ学力層の割合 | 高 |
| | 高等教育を修了することを希望する子どもの割合 | 中 |
| | 子ども・若者のうち二つの割合 | 高 |
| 社会・情緒的な発達の状況 | ①自己有用感がある子どもの割合 「 困難に直面したとき、たいてい解決策を見つけることができる 」 | 低 |
| | ②成長意欲がある子どもの割合 「自分の知能は、自分ではほとんど変えることができないものである」 | 高 |
| | ③人生に意義や目的を感じている子どもの割合 「 自分の人生には明確な意義や目的がある 」 | 低 |
| | ④全体として人生に満足していると感じている子どもの割合 「 全体として、あなたはあなたの最近の生活全般に、どのくらい満足していますか 」 | 低 |

※①③は「その通りだ」「全くその通りだ」と回答した割合。②は「その通りでない」「全くその通りでない」と回答した割合。④は「0（全く満足していない）～10（十分に満足している）」の回答結果。

(出典) OECD「Child Well-being Dashboard」、PISA2018生徒質問調査



国際的な比較調査では我が国の子供たちのウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがある

※自尊心や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすという獲得的幸福感に基づく尺度

(参考) ウェルビーイングに関する国際比較調査

人生の満足感尺度

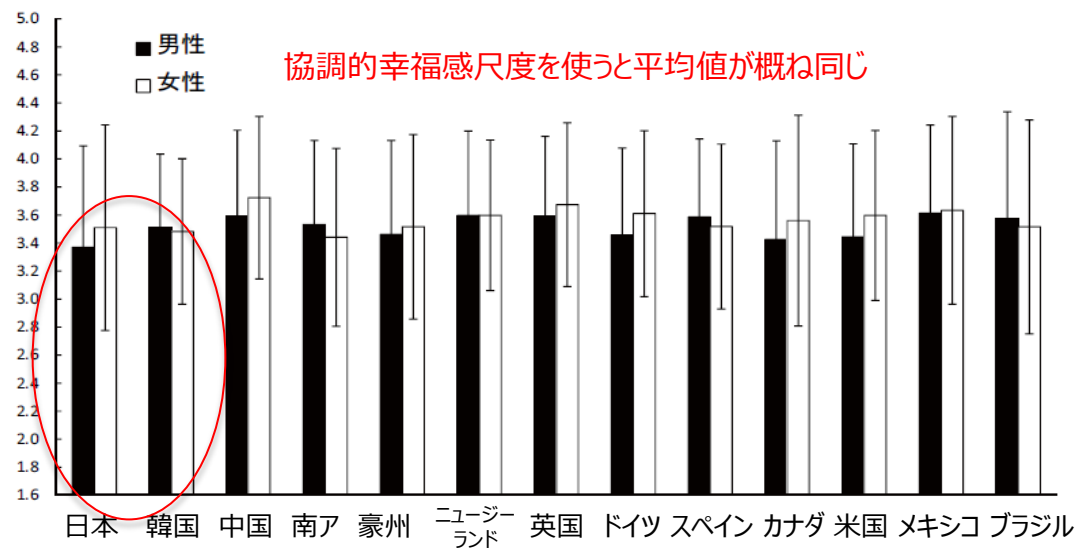
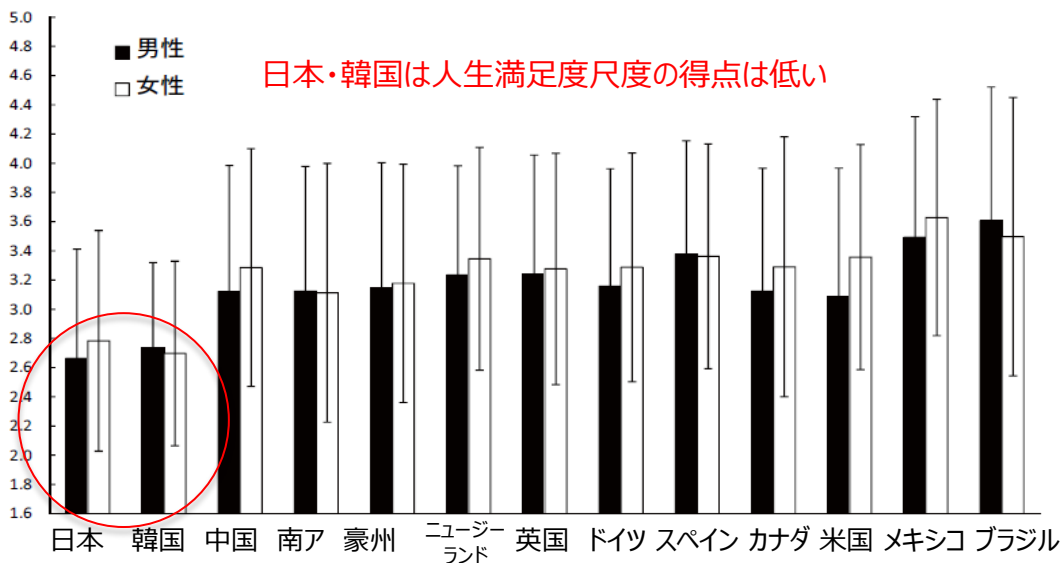
【項目例】

- ・私の人生は、とてもすばらしい状態だ。
- ・大体において、私の人生は理想に近いものである。 ⇒**獲得的幸福**
- ・これまで私は望んだものは手に入れてきた。

協調的幸福感尺度

【項目例】

- ・自分だけでなく、身近なまわりの人も楽しい気持ちでいると思う
- ・大切な人を幸せにしていると思う ⇒**協調的幸福**
- ・平凡だが安定した日々を過ごしている



(出典) 人生の満足感尺度：Diener et al.(1985)、協調的幸福感尺度：Hitokoto & Uchida (2015)、幸福感の国際比較研究：子安ら (2012)